取次店契約書

株式会社ＵＳＥＮ（以下「ＵＳＥＮ」という。）と【取次店名】（以下「パートナー」という。）とは、ＵＳＥＮの取扱う商品又はサービスの営業、契約の申込みの取次その他の関連する業務に関し、次のとおり取次店契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（目的）

　　本契約は、別紙に定める商品又はサービス（以下、総じて「本商品」という。）の営業、契約の申込みの取次その他の関連する業務（以下「本業務」という。）について当事者間の合意事項を定めることを目的とする。

２　ＵＳＥＮは、本業務をパートナーに委託し、パートナーは、これを受託するものとする。

第２条（本業務の遂行）

　　パートナーは、ＵＳＥＮの指導その他必要に応じＵＳＥＮが提供する情報に従い、善良な管理者の注意をもって本業務を誠実に遂行するものとする。

２　パートナーは、本業務の遂行にあたり、関連する一切の法令､諸規範などを遵守するものとする。

３　パートナーは、本業務の遂行にあたり、業務遂行の対象となる顧客（以下「顧客」という。）に本商品の内容、仕様などを十分に説明し、契約内容などの重要事項については、顧客において誤解や錯誤が生じることのないようにしなければならない。なお、ＵＳＥＮによる顧客向け説明書などがある場合には、ＵＳＥＮの指示に従い当該説明書などを用い顧客に適切な説明をしなければならない。

４　パートナーは、本条の定めに違反、逸脱した行為に起因した一切の事象に対して、自らの費用と負担においてこれを解決するものとし、ＵＳＥＮに何らの負担（金銭的負担を含むが、これに限らない。）をかけないことを保証するものとする。

第３条（手数料など）

　　ＵＳＥＮは、本業務の遂行結果が別紙（以下「条件表」という。）に定める条件を満たしたときは、条件表に定める手数料を、条件表に定める支払条件及び支払方法により支払うものとする。

２　ＵＳＥＮは、合理的な理由がある場合には、新たな条件表をパートナーへ事前に通知することにより条件表を改定することができ、通知後は新たな条件表記載の条件によるものとする。

第４条（住所などの変更通知）

　　パートナーは、住所（本店所在地）、商号、代表者、手数料などを振り込む金融機関の口座を変更する場合には、あらかじめＵＳＥＮに書面でその内容を通知する。パートナーが当該通知を怠り、ＵＳＥＮからパートナーに送付した書面などがパートナーに到達しなかった場合には、ＵＳＥＮがパートナーに送付した書面などは、ＵＳＥＮが発送した時点でパートナーに到着したものとみなす。

第５条（相殺合意）

　　両当事者は、本契約に基づき生じたＵＳＥＮの金銭的債務と本契約又は両当事者間で締結された他の契約に基づき生じたパートナーがＵＳＥＮに対して負っている金銭的債務がそれぞれの発生日において存在する場合には、何らの通知を要することなく、それぞれの金銭的債権債務が当該発生日をもって対当額にて相殺されることをあらかじめに合意するものとする。

２　前項に定める相殺がなされてなお、相手方に対する債務の残存がある場合には、各当事者は、本契約又は両当事者間で締結された他の契約に定める当該債務の支払期日、支払方法に従い、これを支払うものとする。

第６条（パートナーの義務）

　　パートナーは、顧客からの本商品の注文の打診その他本商品に関する問い合わせを受けた場合には、当該顧客名、問い合わせの内容、連絡先などをＵＳＥＮに報告するものとする。

２　パートナーは、本業務により顧客より契約の申込を受けた場合には、ＵＳＥＮの指定する方法により直ちにそれをＵＳＥＮに報告するものとする。

３　パートナーは、前二項に定める報告を遅滞したことに起因したＵＳＥＮから顧客への連絡の遅滞その他一切の支障につき、その一切の責を負うものとする。

第７条（申込の非承諾）

　　ＵＳＥＮは、ＵＳＥＮが定める定型約款その他の規定に基づき、パートナーの取り次いだ契約の申込みを承諾できない場合には、パートナーにその旨を通知するものとし、各当事者は、誠意をもって顧客に対応し、当該顧客に損害が生じないように努めるものとする。

第８条（業務実施拠点）

　　パートナーは、パートナーが本業務を遂行する拠点の名称、所在地、責任者などを、ＵＳＥＮが別に定める様式によりあらかじめＵＳＥＮに通知し、ＵＳＥＮの承諾を得るものとする。また、これら通知された業務実施拠点の情報を変更する場合についても同様とする。

第９条（業務指導及び販売支援）

　　ＵＳＥＮは、パートナーに対し、適宜、本業務の遂行上必要な業務指導及び各種の販売支援を行うことができるものとする。なお、当該業務指導、販売支援の内容については都度、ＵＳＥＮよりパートナーに説明されるものとする。

第１０条（報告）

　　ＵＳＥＮは、パートナーに対し本業務の遂行に関し、必要な報告を求めることができるものとし、パートナーは、ＵＳＥＮの求めに応じ速やかに報告を行わなければならない。

２　ＵＳＥＮは、パートナーにおける本業務遂行の監査をするため、パートナーの営業時間内において、ＵＳＥＮ又はＵＳＥＮの指定する代理人により、パートナーの事業所及び第８条に定める拠点内において本業務に関る帳簿、帳票、各種データベースなどを閲覧、複写、複製などにより監査することができるものとし、パートナーは当該監査に誠意をもって協力しなければならない。

３　パートナーは、前項の監査により、ＵＳＥＮより本業務について是正することの申し入れた受けた場合には、申し入れ内容に従い、速やかに本業務を是正しなければならない。

４　パートナーは、ＵＳＥＮ以外の事業者から本契約に基づく業務と類似又は競合する業務（以下「類似業務」という。）を受託する場合には、類似業務の相手方当事者の名称、類似業者より受ける業務の内容などを、ＵＳＥＮに事前に報告しなければならない。また、パートナーが本契約締結以前に類似業務を受託している場合は、本契約を締結する際に同様に類似業務の相手方当事者の名称、受けている業務の内容などをＵＳＥＮに報告するものとする。

第１１条（守秘義務）

　　パートナーは、本契約に基づき知り得たＵＳＥＮの営業上の秘密情報、技術上の秘密情報、ノウハウ、経営情報、顧客の情報及び個人情報など（以下「秘密情報」という。）を秘密に保持し、第三者に開示又は漏洩し、本業務を遂行する以外のいかなる目的のためにも使用してはならないものとする。

２　パートナーは、ＵＳＥＮより秘密情報を含む媒体を貸与又は提供を受けた場合には、当該媒体を善良な管理者の注意をもって管理しなければならないものとする。

３　次の情報は秘密情報に含まないものとする。

（１）開示を受ける際に、すでに自ら所有し又は第三者から入手していたことを立証できる情報

（２）開示を受ける際に、すでに公知公用であった情報

（３）開示を受けた後、自己の責によらずに公知公用となった情報

（４）正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報

（５）自らが独自に創作した情報

第１２条（ＵＳＥＮの商標などの使用）

　　パートナーは、本業務を遂行するうえでＵＳＥＮの商号、商標（本商品によっては第三者の商号、商標を含む。）を使用する場合には、ＵＳＥＮが提供する説明書、マニュアル及びその指示などに従い、本業務を遂行する目的においてのみ適切に使用するものとする。

２　パートナーは、本業務に関し自らが本商品の広告宣伝を行う場合には、その内容が虚偽又は誇大なものにならないようにするとともに、曖昧な表現などにより顧客の誤解を招かないよう細心の注意を払うものとする。また、本商品の営業、紹介、広告宣伝の内容について、あらかじめＵＳＥＮに提出し、ＵＳＥＮの承諾を得なければならないものとする。

第１３条（個人情報の扱い）

　　各当事者は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年５月３０日法律第５７号）を遵守するものとする。

２　パートナーは、本業務を遂行するうえで知り得たＵＳＥＮの顧客の個人情報がＵＳＥＮの重要な情報であることを認識し、ＵＳＥＮの指示に従い本業務遂行の目的の範囲内でのみ使用するものとし、第三者に開示又は漏洩してはならない。

３　パートナーは、あらかじめＵＳＥＮの書面による承諾を得ることなく、ＵＳＥＮの顧客の個人情報を複写、複製、データベース化などしてはならないものとする。また、ＵＳＥＮより顧客の個人情報の利用方法について指示があった場合又は顧客の個人情報の全部若しくは一部を消去、変更又は返却するよう指示があった場合には、直ちにこれに応じなければならない。

第１４条（再委託の禁止）

　　パートナーは、あらかじめＵＳＥＮの書面による承諾を得ることなく、本契約に基づく業務の一部又は全部を第三者に再委託してはならない。

第１５条（禁止事項）

　　パートナーは、次の各号に定める行為を行ってはならない。

（１）本業務の遂行にあたって、手数料などの一部又は全部を顧客に対し供与すること。

（２）ＵＳＥＮの他の委託先から本業務を重ねて受託すること。

（３）申込み意思のない顧客をあたかも申込み意思のあるものとして、契約の申込みをＵＳＥＮに取次ぐこと。

（４）顧客に対し、ＵＳＥＮの定める定型約款その他の規定に反する説明を行い、本商品について誤認を生じさせること。

（５）顧客に対し、パートナーがあたかもＵＳＥＮ自身であるかのような誤認を生じさせること。

（６）顧客に対し、本商品の短期利用を前提とした営業を遂行すること。

第１６条（権利義務譲渡の禁止）

　　パートナーは、あらかじめＵＳＥＮの書面による承諾を得ることなく、本契約の契約上の地位を移転し、又は本契約により生じた権利及び義務の全部若しくは一部を、第三者に譲渡し、若しくは第三者の担保に供することはできない。

第１７条（契約の有効期間）

　　本契約の有効期間は、２０　　年　月　日から２０　　年　月　日までとする。ただし、期間満了日の　か月前までにいずれの当事者からも何らの意思表示がない場合には、同一の条件にてさらに１年間更新されるものとし、その後も同様とする。

第１８条（中途解約）

　　各当事者は、本契約の有効期間であっても、相手方に対して　か月前までに書面をもって通知することにより、本契約を解約することができる。

第１９条（解除）

　　各当事者は、相手方による本契約の履行違反を知り得た場合には、相当なる期間を定め、かかる違反の是正の催告をするものとし、当該期間内に違反が是正されず、是正の余地もないと自らが判断をした場合には、何らの手続きを経ずとも本契約を解除することができるものとする。

２　各当事者は、相手方に次に掲げる事由のいずれかがあったときは、相手方に対して催告をすることなく、直ちに本契約を解除することができる。なお、当該解除は損害賠償の請求を妨げるものではないものとする。

（１）相手方の社会的信用を著しく毀損し、損害を与えた場合又はそのおそれがあるとき。

（２）相手方の行為などが公序良俗又は法令などに違反したとき。

（３）破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別精算開始の申立てを受け、又は自ら申立てをしたとき。

（４）差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立て又は公租公課の滞納処分を受けたとき。

（５）支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき又は手形若しくは小切手が不渡りになったとき。

（６）資本の減少、営業の廃止若しくは変更又は解散の決議をしたとき。

（６）その他資産、信用及び支払能力などに重大な変更を生じ、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。

第２０条（反社会勢力に関する表明・保証）

　　各当事者は、相手方に対し、本契約締結時及び本契約締結後において、自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと、反社会的勢力の支配、影響を受けていないこと並びに自己の役員、従業員、関係者等が反社会的勢力の構成員又はその関係者ではないことを表明し、保証する。

２　ＵＳＥＮは、パートナー次に掲げる事由のいずれかがあったときは、何らの催告をすることなく、直ちに本契約を解除することができるものとする。

（１）パートナーが反社会的勢力等であるとき。

（２）パートナーの代表者、責任者又は実質的に経営権を有する者が反社会的勢力等であるとき、又は反社会的勢力等への資金提供を行う等密接な交際のあるとき。

（３）パートナーが自ら又は第三者を利用して、ＵＳＥＮに対して、自身が反社会的勢力等である旨を云え、又は関係者が反社会的勢力等である旨を伝えたとき。

（４）パートナーが自ら又は第三者を利用して、ＵＳＥＮに対して、詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いたとき。

（５）パートナーが自ら又は第三者を利用して、ＵＳＥＮの名誉や信用等を毀損し、又は毀損するおそれのある行為をしたとき。

（６）パートナーが自ら又は第三者を利用して、ＵＳＥＮの業務を妨害したとき、又は妨害するおそれのある行為をしたとき。

３　ＵＳＥＮは、前項の規定により本契約を解除した場合には、パートナーに損害が生じた場合であっても、これを一切賠償する責任を負わないものとする。

第２１条（期限の利益の喪失）

　　パートナーにおいて前二条に掲げる事由のいずれかがあった場合には、ＵＳＥＮからの催告がなくとも、本契約又はＵＳＥＮとの間において他に締結されている一切の契約に基づき生じたＵＳＥＮに対する債務の全部について当然に期限の利益を喪失し、直ちにＵＳＥＮに弁済をしなければならない。

第２２条（契約終了後の処置）

　　各当事者は、第１９条又は第２０条の規定により本契約が終了した場合には、互いに既に確定した金銭的債権債務を速やかに精算するものとする。なお、パートナーは、当該清算の後、本契約に基づき生じる一切の支払請求権を行使しないものとする。

２　パートナーは、本契約が終了した場合には、直ちにＵＳＥＮに事務を引継ぎ、ＵＳＥＮより貸与された物品又は預かり保管中の物品、書類などがある場合には、これを直ちにＵＳＥＮに返還する。

３　パートナーは、本契約が終了した場合には、ＵＳＥＮの商標などを使用するなど、第三者からＵＳＥＮ又はＵＳＥＮの業務を受託したものと誤認されるような行為をしてはならない。

４　本契約の終了にかかわらず、本条、第１１条、第１３条、第２１条、第２３条、第２４条及び第２５条の規定は、引き続きその効力を有する。

第２３条（損害賠償）

　　パートナーは、本業務の遂行にあたり、自らの責めに帰すべき事由により、ＵＳＥＮ又は第三者に損害を与えた場合には、ＵＳＥＮ又は当該第三者が被った損害の賠償（金銭的賠償を含むが、これに限らない。）をしなければならないものとし、ＵＳＥＮには何ら一切の迷惑をかけないことを保証する。なお、本条におけるパートナーの責務は、本契約終了後といえ、本契約有効期間中における事象に起因するとＵＳＥＮにより認められる事象の全てが対象になるものとする。

第２４条（合意管轄）

　　本契約に関する一切の紛争については、訴額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第２５条（協議）

　　本契約に定めのない事項及び本契約の内容の解釈につき相違のある事項については、本契約の趣旨に従い、両当事者間で誠実に協議をして解決するものとする。

以上、本契約の成立を証するため本書２通を作成し、各自記名押印のうえ各１通を保有する。

２０　　年　月　日締結

ＵＳＥＮ　　東京都品川区上大崎三丁目１番１号

　　　　　　株式会社ＵＳＥＮ

　　　　　　代表取締役社長　田村　公正

パートナー　【住所】

　　　　　　【名称】

　　　　　　【代表者役職】　【代表者氏名】

別紙

１．本商品

（１）「ＵＳＥＮおもてなしキャスト」

２．本業務

（１）顧客に対し、本商品を紹介し、契約の申込みを勧誘する業務

（２）顧客から受領した本商品の利用に関する契約の申込書を乙に取次ぐ業務

（３）乙の発行した請求書に基づき、顧客から本商品の料金を受領し、乙に引き渡す業務

３．手数料

４．手数料の支払方法

以上